② 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

ア 先端技術の活用

運転者の不注意による交通事故や，高齢運転者の身体機能等の低下に伴う交通事故への対策として，運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムや，交通事故が発生した場合にいち早く救助・救急を行えるシステムなど，技術発展を踏まえたシステムを導入推進していく。また，今後も科学技術の進展があり得る中で，その導入過程における安全確保も図りつつ，新たな技術を有効に活用しながら取組を推進していく。

イ 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進

これまでの対策では抑止が困難である交通事故について，発生地域，場所，形態等を詳細な情報に基づき分析し，よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施していくことにより，当該交通事故の減少を図っていく。

ウ 地域ぐるみの交通安全対策の推進

これまで以上に地域住民に交通安全対策に関心を持ってもらい，当該地域における安全安心な交通社会の形成に，自らの問題として積極的に参加してもらうなど，国民主体の意識を醸成していく。

また，安全な交通環境の実現のためには，交通社会の主体となる運転者，歩行者等の意識や行動を周囲・側面からサポートしていく社会システムを，都道府県，市区町村等それぞれの地域における交通情勢を踏まえ，行政，関係団体，住民等の協働により形成していく。

各自治体で取り組んでいる飲酒運転対策，自転車の交通安全対策などについては，条例の制定状況等を含め，積極的な情報共有を図っていく。

⑵ 講じようとする施策

① 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備を考えるに当たっては，自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の「暮らしのみち」（生活道路）の機能分化を進め，暮らしのみちの安全の推進に取り組むこととする。

また，子供を事故から守り，高齢者や障害者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から，安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとする。

【重点及び新規施策】

- 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 生活道路における交通安全対策の推進
- 通学路等における交通安全の確保
- 高齢者，障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
- 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- 幹線道路における交通安全対策の推進
- 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進
- ＩＴＳの推進による安全で快適な道路交通環境の実現
- 自転車利用環境の総合的整備
- 高度道路交通システムの活用
- 災害に備えた道路交通環境の整備
- 総合的な駐車対策の推進
- 道路交通情報の充実

② 交通安全思想の普及徹底

幼児から成人に至るまで段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。特に，高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに，高齢者を保護し，高齢者に配慮する意識を高める啓発指導を強化する。また，交通安全教育・普及啓発活動については，関係者が互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。

【重点施策及び新規施策】

- 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- 高齢者に対する交通安全教育の推進
- 自転車の安全利用の推進
- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
- 反射材用品等の普及促進
- 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立
- 二輪車運転者のプロテクター着用推進
- 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- 住民の参加・協働の推進

③ 安全運転の確保

運転者教育等の充実に努めるほか，運転者に対して，横断歩道においては，歩行者が優先であることを含め，高齢者や障害者，子供を始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図る。また，自主的な安全運転管理対策の推進，自動車運送事業者の安全対策の充実を図るとともに，ＩＣＴ等を活用しつつ，道路交通に関連する総合的な情報提供の充実を図る。さらに，軽井沢スキーバス事故が発生したことを踏まえ，規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加と監査要員体制，人口減少・高齢化に伴うバス運転者の不足，旅行業者と貸切バス事業者の取引関係等の構造的な問題を踏まえつつ徹底的に再発防止策について検討し，結論の得られたものから速やかに実施する。

【重点施策及び新規施策】

- 高齢運転者対策の充実
- 安全運転管理の推進
- 映像記録型ドライブレコーダーの普及
- 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
- 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策
- 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等
- 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策

④ 車両の安全性の確保

これまでの被害軽減対策の進化・成熟化を図ることに加え，今後は，事故を未然に防止する予防安全対策について，先進技術の活用等により，更なる充実を図る。

【重点施策及び新規施策】

- 先進安全自動車の開発・普及の促進
- 車両の安全性等に関する日本工業規格の整備
- 自動車点検整備の充実
- リコール制度の充実・強化

⑤ 道路交通秩序の維持

交通指導取締り，交通事故事件捜査，暴走族取締り等を通じ，道路交通秩序の維持を図る。また，交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進を図る。

【重点施策及び新規施策】

- 交通事故抑止に資する指導取締りの推進
- 背後責任の追及
- 自転車利用者に対する指導取締りの推進
- 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- 暴走族等対策の推進